

令和5年11月30日

# お知らせ

課名	税務課
担当	伊集院、木村
内線	2652、2654
直通	086-226-7243

## 『県税滞納者に対する県下一斉自動車差押え』を実施します！

県では、公平性と税収の確保を図るため、所得や財産があるにもかかわらず県税を滞納し、納税意思が認められない滞納者に対して、法に基づく滞納処分を行っています。

この一環として、下記の通り滞納者が所有する自動車の差押え（タイヤロック・引揚げ）を県下一斉に実施します。

また、差し押さえた自動車は、インターネット公売等により換価し、滞納している県税に充当します。

なお、法により滞納者に関する情報には守秘義務があるため、現場における取材はお断りしますが、写真等については担当者にご連絡いただければ提供いたします。

### 記

#### ○ 具体的な取組みとスケジュール

令和5年12月1日～12月8日 自動車の一斉タイヤロック・引揚げ  
令和6年 1月11日 インターネット公売参加申込開始

(過去に実施したタイヤロックの様子)

